

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和8年3月13日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

2番 澤田 嘉之	5番 田中 正博
7番 山本 功	8番 井澤 茂治
9番 中川 茂成	10番 田中 安弘
11番 山本 千恵子	12番 田中 吉照
13番 杉本 邦子	16番 杉嶋 秀美
17番 森島 隆詞	18番 井上 和也
19番 岩井 三郎	

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

1番 石本 晋也

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3番 野秋 眞秀	4番 堀内 大
14番 新司 吉行	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

6番 中村 正	15番 松尾 清敏
---------	-----------

事務局	森田 吉弥
	西置 雄一
	下村 祐未
	柏原 淳英

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

8、署名委員

8番 井澤 茂治	9番 中川 茂成
----------	----------

9、閉会の日時 令和8年3月13日午後2時20分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和8年第3回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中3名の方に出席いただいております。

議長 本日の署名委員は、8番井澤茂治委員、9番中川茂成委員のお二人にお願いします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から議案第1号について、提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは、1ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。1番でございます。

【 提案説明 】

続きまして1ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

続きまして1ページにお戻りいただき、3番でございます。

【 提案説明 】

続きまして2ページをお開きいただき、4番でございます。

【 提案説明 】

続きまして2ページにお戻りいただき、5番でございます。

【 提案説明 】

続きまして2ページにお戻りいただき、6番でございます。

【 提案説明 】

以上6件につきましては、譲受人は農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

よって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上でございます。

議長 本件の1番から3番については、地区担当委員の澤田委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

澤田 2番、澤田です。

本件につきまして、3月12日に、事務局の西置さんと申請のありました現地を確認しました。

当該地は農地として適正に利用されておりました。今後も引き続き、耕作等が見込ま

れますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。本件の4番、5番については、地区担当委員の山本功委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

山 本 7番、山本です。

本件につきまして、3月12日に、事務局の柏原さん、西置さんと申請のありました現地を確認しました。

当該地は農地として適正に利用されておりました。今後も引き続き、耕作等が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。本件の6番については、地区担当委員の石本委員と森島委員が現地確認を行っておられますので、代表して森島委員から補足説明をお願いします。

森 島 17番、森島です。

本件につきまして、3月12日に、石本委員、事務局の柏原さん、西置さんと申請のありました現地を確認しました。

当該地は農地として適正に利用されておりました。今後も引き続き、耕作等が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号は、議案どおり許可することに決定いたします。

議長 続きます。議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、でございますが、8ページから10ページの促進計画につきまして、農業委員等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、私は審議を行う間、退席しますので、議長を副会長にお願いいたします。

議長（副会長） 議長を交代します。

議長（副会長） それでは事務局より、8ページから10ページの促進計画の提案及び説明を願います。

事務局 7ページをお開きください。それでは、議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、でございます。

議案第2号、農用地利用集積等促進計画の作成に係る要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、一般社団法人京都府農業会議に農用地利用集積等促進計画の作成を要請したいので、総会の承認を求めます。

8ページをお開きください。

【 提案説明 】

9ページをお開きください。

【 提案説明 】

10ページをお開きください。

【 提案説明 】

以上、3件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議長（副会長） それでは8ページから10ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議長（副会長） 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議長（副会長） 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

議長（副会長） それでは、8ページから10ページの促進計画について、承認に賛成の方の挙手をお願いします。

議長（副会長） ありがとうございます。挙手全員でございます。8ページから10ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。

岩井会長が着席するまでしばらくお待ちください。

議長（副会長） 岩井会長にお伝えします。8ページから10ページの促進計画は議案どおり承認いたしました。

議長（副会長） ここで、議長を岩井会長と交代します。

議長 続いて、11ページの促進計画について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 11ページをお開きください。

【 提案説明 】

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それでは議案第2号、11ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号、11ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。

議長 続きまして、12ページの促進計画につきまして、農業委員等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、田中安弘委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議長 それでは事務局より、12ページの促進計画の提案及び説明を願います。

事務局 12ページをお開きください。

【 提案説明 】

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 それでは12ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、12ページの促進計画についての承認に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。12ページの促進計画は、議案ど
おり承認することに決定いたします。
田中委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 田中委員にお伝えします。12ページの促進計画は議案どおり承認いたしました。

議 長 続いて、13ページから26ページの促進計画について、事務局より議案の提案及び
説明を願います。

事務局 13ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて14ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて15ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて16ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて17ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて18ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて19ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて20ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて21ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて22ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて23ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて24ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて25ページをお開きください。

【 提案説明 】

続いて26ページをお開きください。

【 提案説明 】

以上、14件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の全部耕作要件等を満たしているものと考えられます。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第2号、13ページから26ページの促進計画について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご異議、ご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号、13ページから26ページの促進計画は、議案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を事務局から報告願います。

事務局 それでは、42ページをお開きください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

1番でございます。

【 内容報告 】

以上でございます。

議 長 何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を

事務局から報告願います。

事務局 それでは、44ページをお開きください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、でございます。

1番でございます。

【 内容報告 】

本件は精華町蔭山・水落土地区画整理事業地内における宅地整備に伴う転用の届出です。先月の第2回農業委員会総会にて4条の転用の届出があり、ご報告させていただいた件ですが、申請者によって4条の届出受理の取消願が提出されたため、今回改めて所有権移転が伴うということで、5条の届出が提出されたため、再度ご報告させていただきます。

以上でございます。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和8年4月9日木曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和8年4月9日木曜日午後1時30分からと決定いたします。
後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。
本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。
これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時20分